

# 「ひのくま会」奨学金取扱要領

(平成20年5月17日総会承認)

(平成21年6月6日総会一部改正)

## 1. 【応募資格】

- (1) 心身ともに健康であること。
- (2) 勉学に努め情熱とひたむきさを有する人。
- (3) 西九州大学の在学生であること。

## 2. 【受給資格】

当奨学金は、経済的理由により就学の継続が困窮に至る学生に対し助成するものとする。

## 3. 【支給金額】

支給金額は、総額 400,000 円とする。

## 4. 【奨学金受給年度】

受給は原則的に1年間限りとする。

## 5. 【申請手続き】

申請に関しては、西九州大学学生支援部が取りまとめ「ひのくま会」に行うものとする。

## 6. 【在学証明書】

奨学金を受けようとする学生は、在学証明書の写しを奨学金申請の際、「ひのくま会」に提出しなければならない。

## 7. 【誓約書】

奨学金を受けようとする学生は「ひのくま会」奨学金取扱要領を遵守し「誓約書」を提出しなければならない。

## 8. 【受給者の選定】

- (1) 受給者の選定に関しては、「ひのくま会」奨学金取扱要領に基づき西九州大学学生支援部に選考を一任する。
- (2) 学生支援部長は選定結果を西九州大学同窓会長に申請者一覧表を添えて文書で報告するものとする。

## 9. 【奨学金支給】

- (1) 奨学金は奨学金内定者が必要書類を「ひのくま会」に提出後、審査を経て「ひのくま会」が学校指定の口座に振り込むことにより行う。
- (2) 「ひのくま会」が支給する奨学金の用途は次の通りとする。

\* 授業料、教育充実費の補てんに限る（教材費、寄付金などの自己負担は含まれない）。

#### 10. 【奨学金支給の取消・停止】

奨学生が次の項目に該当すると認められた場合は、奨学金の支給を取消・停止する。

- (1) 西九州大学を除籍あるいは退学したとき。
- (2) 西九州大学を休学したとき。
- (3) 奨学生に、公序良俗に反するもしくは西九州大学または「ひのくま会」の名誉を著しく害すると思える行為があったとき。

#### 11. 【奨学金の返還】

- (1) 奨学金の支給を受けた学生のうち成績優秀者においては、その返還を免除する。
- (2) 奨学生が奨学金支給の取消・停止を受けた場合は、直ちに奨学金の返還を要求する。

#### 12. 【実施時期】

この要領は、平成21年度在学学生から適用する。